

28初児生第15号  
平成28年7月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
坪田 知 広

(印影印刷)

#### 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。  
標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底に積極的に取り組んでいた  
だいているところです。

しかしながら、過去3年間においては、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、  
自殺した児童生徒数は減少していない状況にあります。

平成26年度の自殺対策白書でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、8  
月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。これ  
らの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、下記  
に掲げる取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。学校  
として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒  
の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

貴職におかれては、下記の事項について御留意いただき、都道府県・指定都市教育  
委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあ  
っては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立  
学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、周知を図るとともに、  
適切に対応いただきますよう御指導をお願いします。

記

## 1. 自殺予防に係る具体の取組について

毎年、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、例えば、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、これらの期間において集中的に実施することが考えられる。

### (1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう「24時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

### (2) 保護者に対する家庭における見守りの依頼

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りについて依頼すること。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に依頼することが考えられること。

### (3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効である。例えば、鉄道による自殺を防ぐために、在籍する児童生徒の多くが利用する駅及び踏切における見守り活動を、駅又は鉄道会社と連携して長期休業明けの前後に集中的に実施することが考えられること。なお、教職員等の学校関係者が駅等における見守りを実施する際は、見守り活動の時期、方法等について、各学校から駅又は鉄道会社に対して事前に協力を依頼し、駅又は鉄道会社からの指示を踏まえた上で計画的に実施すること。

### (4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

## 2. 自殺予防教育等の実施について

自殺対策基本法第17条第3項は、学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育及び啓発等を行うよう努めるものとしている。例えば、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月1日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知（26初児生第27号）により周知）を活用するなどして、これらの教育又は啓発を進めること。なお、学校において児童生徒を対象とした自殺予防教育を実施する際は、実施前に関係者間で合意を形成しておくなど、適切な前提条件を整えた上で行うこと。

また、文部科学省において「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）を作成及び配布し、研修教材等として活用すべきことをこれまでも周知しているところであるが、改めて各学校で適切に活用し、研修等を行うよう周知徹底すること。

### 【参考】

- 「平成26年度自殺対策白書（抄）」
- 「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」
- 「子供に伝えたい自殺予防」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係 山本，疋田

電話番号 03-5253-4111（内線3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp